

五百川駅前広場整備に関する

提 言 書

平成30年7月

五百川駅前広場整備検討委員会

目 次

はじめに	1
・ 1 五百川駅前広場の現状	1
・ 2 五百川駅前広場の課題	1
・ 3 五百川駅前広場の課題の検討	1
・ 4 五百川駅周辺地域の計画等での位置づけと現状	3
・ 5 五百川駅周辺の長期的な課題に関する意見	3
・ 6 五百川駅前広場に関する整備方針・提言のまとめ	4
6-1 整備方針	4
6-2 整備イメージ	6
6-3 提言のまとめ	7
参考資料	
五百川駅前広場整備検討委員会名簿	8
検討委員会開催経過及び内容	9
五百川駅前広場整備検討委員会設置要綱	10

はじめに

JR東北本線五百川駅は1日の乗降者数が約800人となっている。朝は通勤・通学、夕方以降は帰宅のための送迎車両で駅前には混雑している状況にある。

現在の五百川駅前には広場へ進入する県道大橋五百川停車場線の幅員が狭く自動車の対面通行ができない上、歩道も整備されていないため、自転車・歩行者の安全も図られていない状況にある。また、広場自体も狭くロータリー化が図られていないため、自動車の動線が確保できていない。このため朝は広場の入口を交互通行できずに混雑し、夕方以降は帰宅者を待つ車両が広場内に停車するため混雑する状況にある。

この現状の解決に向け、平成29年7月に「五百川駅前広場整備検討委員会」を設置し、会議を5回開催して検討を行った。会議では駅前広場整備にあたり、朝夕の混雑解消、自転車・歩行者の安全確保は短期的に対応すべきことを確認した。一方、本宮市総合計画や都市計画マスタープランにおいて五百川駅周辺地域は地域拠点として位置づけられていることに鑑み、周辺を含めたまちづくりや将来の土地利用を考慮した長期的な視線に立った整備が望まれるとの意見交換を重ねてきた。そこで、本委員会としては、短期的な課題と長期的な課題を整理しながら、よりよい駅前広場整備を目指すこととした。

以上を踏まえ、本提言書は五百川駅周辺地域の長期的な課題を念頭に置きつつ、短期的な課題である混雑解消や安全確保に資する、五百川駅前広場に関する整備方針・提言をまとめたものです。

五百川駅前広場整備検討委員会

委員長 今西 一男

1. 五百川駅前広場の現状

現在の五百川駅前広場は、車両動線が明確になっておらず、車両停車帯もないため駅利用者の朝夕の通勤・通学の送迎による車両で混雑している。また、歩道も整備されておらず、歩行者および自転車の安全の確保が図られていない。

さらに、駅への進入道路である県道大橋五百川停車場線の幅員が狭く、車両の対面通行ができない。

これらにより、朝方は駅前広場への進入及び駅前広場からの退出する車が交互通行となるため混雑し、また夕方以降は、帰宅者を迎えに来た車が駅前広場内で待機するが、駅前広場が狭いため、周辺道路に路上駐車するなど駅前広場周辺道路を含め混雑する状況にある。

2. 五百川駅前広場の課題

- ① 駅前広場が狭く、現状の面積では車両動線が確保できず、停車帯の設置ができない。
- ② 広場内の歩道の整備がされていないため、駅を利用する歩行者の安全確保が図られていない。
- ③ 駅前広場の出入口が狭く、対面通行ができず交互通行とならざるをえず混雑の原因となっている。
- ④ 歩行者、自転車、車両など全体的に動線が確保されておらず、危険な状況となっている。
- ⑤ 駅南側の市営駐輪場や月極駐車場が駅前広場と連動しておらず有効活用されていない。

3. 五百川駅前広場の課題の検討

五百川駅前広場整備検討委員会（以下、委員会という。）では、現地および他の駅前広場の視察を行ないながら、五百川駅前広場の課題解決に向けた検討を行なった。

- ① 駅前広場が狭く、現状の面積では車両動線が確保できず、停車帯の設置ができない。

□ 広場整備に必要な用地の確保が必要である。

- 広域的な駅利用の現状を踏まえ、安全性が確保できる駅前広場の規模とする。
 - 今後の駅周辺の発展を見越しながらも、過大な整備とならないよう適正規模での駅前広場の規模とする。
 - 地域住民等に対し、適宜、広場整備にかかる計画および事業の必要性を説明し、事業推進に向けた協力・理解を求める必要がある。
 - 利便性を確保するとともに、無駄のないバスプール、タクシープールの配置とする。
 - 送迎車両が広場内で待つことができる駐車場を確保する。
 - マイクロバスや大型バスの乗入れを考慮した駅前広場の規模とする。
- ② 広場内の歩道の整備がされていないため、駅を利用する歩行者の安全確保が図られていない。
- 朝夕の送迎車両の混雑時に、歩行者が安全に通行できるよう歩道と車道の分離された広場整備が必要である。
- ③ 駅前広場の出入口が狭く、対面通行ができず交互通行とならざるをえず混雑の原因となっている。
- 広場整備にあわせ、その出入口について安全に車両が通行できるよう幅員を確保する。
 - 朝夕の送迎による混雑時にも送迎車両が迷うことなくスムーズに通行できるよう、一方通行でのロータリー化を図る。
- ④ 歩行者、自転車、車両など全体的に動線が確保されておらず、危険な状況となっている。
- 自転車について、駅前広場に隣接する駐輪場への動線を確保する。
 - スムーズな送迎車両の動線を考慮した乗降場を確保する。

⑤ 駅南側の市営駐輪場や月極駐車場が駅前広場と連動しておらず有効活用されていない。

□ 駅南側の市営駐輪場や市営月極駐車場の利用状況にあわせ、適正規模を検討し、駅前広場との連動を図る。

4. 五百川駅周辺地域の計画等での位置づけと現状

五百川駅周辺地域は、本宮市第1次総合計画、国土利用計画、都市計画マスタープランにおいて「地域拠点ゾーン」として位置づけられている。

その中では、

- (1) JR東北本線、本宮インターチェンジ、国道4号といった優れた交通環境を活かした地域拠点として相応しい都市基盤づくりを推進する。
- (2) 定住促進につながる安全で利便性の高い住宅地の創出により民間主導による宅地の整備の誘導を図る。
- (3) 工業等立地基盤の整備と拡充・活用を図り、企業が活発な事業活動を展開できる活力あるまちづくりを推進する。

などとされている。

なお、五百川駅周辺地域では、すでに宅地化されている地域と工業等団地の整備が行なわれている地域を除くと農地が大半を占めており、地域基盤としての開発と、農地との調整を図りながらまちづくりを進める必要がある。

また、五百川駅については、白沢地区を含めた本宮市の地域住民だけでなく郡山市高倉地区や西田地区等、近隣に県営住宅や住宅地、福島県農業総合センターなどもあり、広域的に利用が見込まれる環境にある。

5. 五百川駅周辺の長期的な課題に関する意見

委員会では、五百川駅周辺地域の地域拠点としてのまちづくり・産業振興に資する長期的課題に関する意見を出し合った。

①『優れた交通環境を活かした土地利用について』

□ 五百川駅を中心とした周辺地域の地域振興策を検討すべきである。

□ 五百川駅周辺の土地利活用について検討を進めるべきである。

②『五百川駅周辺地域の定住対策について』

- 五百川駅前広場を整備することにより、定住促進・人口増加のための基盤とすべきである。
- 駅前広場整備にあわせて、五百川駅の安全・安心な利用が図られるよう、防犯および交通安全に配慮した対策を検討すべきである。

③『魅力ある五百川駅周辺地域について』

- 駅前広場整備にあわせ、県道大橋五百川停車場線の拡幅と歩道整備が必要不可欠である。
- 駅利用促進のため、集客施設など人が集まり活性化に繋がる五百川駅周辺の計画を検討すべきである。
- 高齢社会に備え、公共交通機関の利用促進を見据えた対策も検討すべきである。
- コンビニエンスストア・病院などの生活利便施設を誘致してほしい。

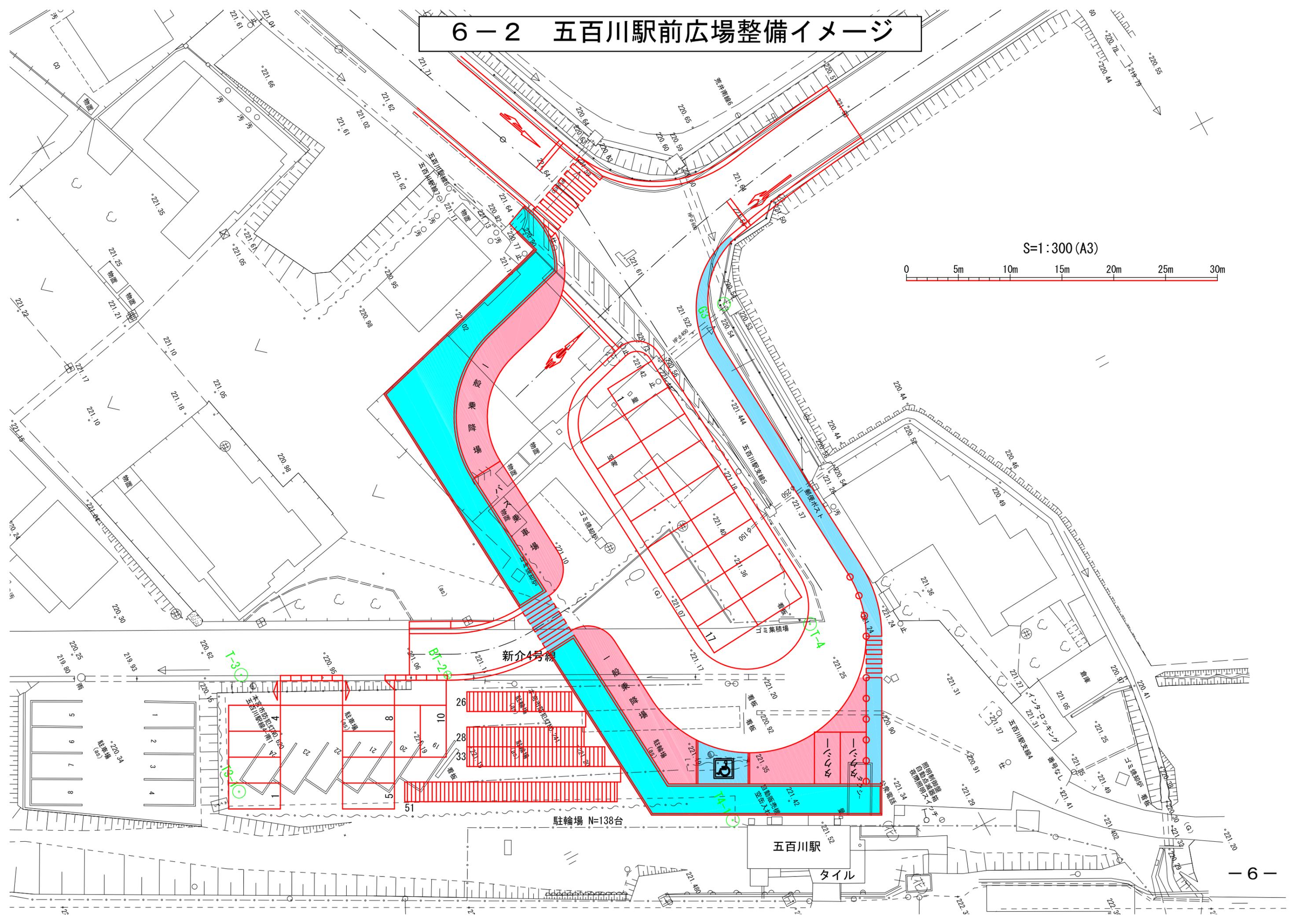
6. 五百川駅前広場に関する整備方針・提言のまとめ

6-1 整備方針

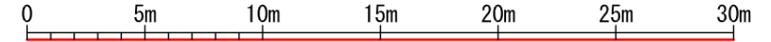
- ① 早期に歩行者および自転車の安全性が確保されるよう歩道・車道の分離した駅前広場を整備する。
- ② 駅前広場の出入口の狭い部分の解消を図る。
- ③ 駅前広場内のロータリー化（車両の円滑な動線の確保）を図る。
- ④ スムーズな送迎車両の動線を考慮した乗降場および送迎車両が広場内で待つことができる駐車場を確保する。また、マイクロバスや大型バスの乗入れも考慮すること。

- ⑤ 利便性を確保するとともに無駄のないバスプール、タクシープールの配置とすること。
- ⑥ 駅利用者のスムーズな動線が確保され、今後の駅周辺の発展を見越しながらも、過大な整備とならないよう適正規模での駅前広場の規模とする。
- ⑦ 駅南側の市営駐輪場や市営月極駐車場の利用状況にあわせ、規模の適正化を検討する。
- ⑧ 地域住民等に対し、適宜、広場整備にかかる計画の内容および事業の必要性を丁寧かつ十分に説明し、事業推進に向けた協力・理解を求めていくこと。

6-2 五百川駅前広場整備イメージ



S=1:300 (A3)



6-3 提言のまとめ

五百川駅周辺地域の現状から、駅前広場の整備は、駅利用者の安全性の確保のために早期に実施することが必要不可欠である。

今回提言書を作成するに当たっては、短期間でかつ早期に駅利用者の安全性を確保するための整備計画（短期的課題）の検討と、将来を見据えた規模を確保し、利用者のスムーズな動線が確保され、かつ使いやすい機能を備えた整備計画（中期的課題）の検討について、整備時期も念頭に置きながら検討を進めまとめに至っている。

また、単に安全性や利便性を追求するだけでなく、今後の五百川駅周辺の発展や地域拠点として相応しいあり方として、駅前広場整備に限定せず、五百川駅周辺の地域拠点として発展していくためのまちづくり計画（長期的課題）の検討についても意見としてまとめている。

一方、駅前広場の整備に関しては多額の費用が生じることから、今後、関係機関等との調整を密にしながら、費用対効果を考慮した整備計画が策定されることを望む。

特に、地域住民等との意見調整を行い出来る限り早期に整備を実現されたい。そして、今後の地域の発展につながる魅力ある五百川駅前広場の整備が必要である。

本提言書を最大限に尊重し、より良い駅前広場などの整備、周辺地域のまちづくり・産業振興が実現されることを期待する。

【参考資料】

五百川駅前広場整備検討委員会名簿

No.	委嘱規定	氏名	備考
1	要綱第3条第2項第1号 (学識経験者)	いまにし かずお 今西 一男	福島大学行政政策学類教授
2	要綱第3条第2項第2号 (地域住民)	おおはし かずみ 大橋 一美	荒井地区公民館長
3	〃	まつもと つぎお 松本 次男	青田地区公民館長
4	〃	あしま のりゆき 芦間 則行	仁井田地区公民館長
5	〃	ししど いちろう 宍戸 一郎	岩根地区公民館長
6	〃	こくぶん かずのり 國分 和徳	前五百川小学校 PTA 会長
7	〃	しもやま たくひろ 下山 拓宏	前岩根小学校 PTA 会長
8	〃	たかはし てつや 高橋 哲也	前本宮第二中学校 PTA 会長
9	〃	しろた さとみ 白田 聡美	青田地区交通安全母の会
10	〃	わたなべ あずみ 渡邊 亜澄	岩根地区交通安全母の会
11	〃	はしもと しげみ 橋本 しげみ	荒井地区母親クラブ
12	要綱第3条第2項第3号 (地域企業)	おかだ ゆうさく 岡田 祐策	本宮市工業等団地立地企業連絡会会長
13	要綱第3条第2項第4号 (公募委員)	すずき ふみお 鈴木 文男	公募委員
14	〃	えんどう あけみ 遠藤 明美	公募委員
15	〃	えんどう せいじ 遠藤 政二	公募委員
16	〃	ししど ひろみ 宍戸 浩巳	公募委員

検討委員会開催経過及び内容

回	日 程	主な審議事項等
1	平成 29 年 7 月 26 日(水)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 五百川駅前広場整備検討委員会の目的について ・ 五百川駅の利用状況について ・ 駅前広場の課題、意見について ・ 駅前広場の配置、機能等について
2	平成 29 年 10 月 30 日(月)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現地視察（五百川駅） ・ 第 1 回検討委員会の意見の整理について ・ 検討内容の整理について
3	平成 29 年 12 月 25 日(月)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 先進地視察（安達駅） ・ 整備計画案についての検討 ・ 委員会としての長期計画に関する意見について
4	平成 30 年 2 月 19 日(月)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 整備計画案についての検討 ・ 提言書の素案について
5	平成 30 年 5 月 9 日(水)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 整備計画案についての検討 ・ 五百川駅前広場整備に関する提言書（案）について
6	平成 30 年 7 月 6 日(金)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 五百川駅前広場整備に関する提言書（案）について ・ 五百川駅前広場整備に関する提言書の提出

五百川駅前広場整備検討委員会設置要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、五百川駅前周辺の安全・快適な環境づくりの実現に向けた、五百川駅前広場整備計画の提言書（以下「提言書」という。）を策定するため、五百川駅前広場整備検討委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項について協議、検討を行い、提言書を策定する。

- (1) 五百川駅前広場の配置、規模及び機能等整備に関する方針等
- (2) その他前号に関連する必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、委員15人程度で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 地域住民
- (3) 地域企業
- (4) 公募委員

3 前項第4号に掲げる委員の公募方法は、市長が別に定める。

4 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により選出する。

5 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

6 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から提言書を策定するまでの期間とする。

(会議)

第5条 委員会は、委員長が招集し、委員長が会議の議長となる。

2 委員会が必要と認めるときは、委員会に委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、建設部まちづくり推進課において処理する。

(その他)

第7条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

1 この告示は、公布の日から施行する。

2 この告示の施行の日以降、最初に招集される委員会は、第5条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。